

議第172号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 9月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 新門前通西之町地区の項を次のように改める。

新門前通西之町A地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）新門前通西之町地区地区計画（以下「新門前通西之町地区地区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区分された区域
新門前通西之町B地区	新門前通西之町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域
古門前通元町地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）古門前通元町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2 新門前通西之町地区の項中「新門前通西之町地区」を「新門前通西之町A地区」に改め、同項の次に次の2項を加える。

新門前通西之町B地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場,
------------	-----------	---

			<p>勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(3) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの（建築物に付属するもので令第130条の8に規定するものを除く。）</p> <p>(5) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で，準住居地域内に建築することが禁止されているもの</p> <p>(7) 個室付き浴場業に係る公衆浴場及び令第130条の9の2に規定する建築物</p>	
古門前通元町地区	建築物の用途の制限		<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業，店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4) 日刊新聞の印刷所</p> <p>(5) 自動車修理工場</p> <p>(6) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの（自動車の出入口が古門前通又は大和大路通に接するものに限る。）</p> <p>(7) 自動車教習所</p>	

		(8) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの (9) 倉庫業を営む倉庫 (10) 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、準住居地域内に建築することが禁止されているもの	
--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

古門前通元町地区に係る地区計画の決定及び新門前通西之町地区に係る地区計画の変更に伴い、新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物に関する制限を定める必要があるので提案する。